

News Letter 2023年9月号

第11回公募がはじまりました！この機会に申請しませんか？

事業再構築補助金



経営革新等支援機関推進協議会

CONTENTS

- 1 事業再構築補助金とは
- 2 第11回公募スケジュール
- 3 補助金額と対象経費
- 4 第11回公募からの変更点
- 5 事前着手について

① 事業再構築補助金とは

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。また、事業再構築を通じて事業規模を拡大し、中小企業者等から中堅・大企業等に成長することや、中堅企業等が海外展開を強化し市場の新規開拓を行うことで高い成長率を実現することは特に重要であることから、本事業ではこれらを志向する企業をより一層強力に支援します。

5つの申請枠と2つの上乗せ支援枠

- ①成長枠 ②グリーン成長枠(エントリー・スタンダード)
- ③産業構造転換枠 ④最低賃金枠 ⑤物価高騰対策・回復再生応援枠

成長枠・グリーン成長枠の上乗せ支援として、卒業促進枠・大規模賃金引上促進枠があります

② 第11回公募スケジュール

公募開始 2023年8月10日(木)

申請受付 調整中 (2023年8月25日時点)

応募締切 2023年10月6日(金)18:00



③ 補助金額と対象経費

補助率と補助金額

補助率は企業規模によって、上限額は従業員数によって変わります。

例)産業構造転換枠の場合

企業規模	補助率
中小企業	2/3
中堅企業	1/2

従業員数	補助上限額
20人以下	100万円～2,000万円
21～50人	100万円～4,000万円
51～100人	100万円～5,000万円
101人以上	100万円～7,000万円

※廃業を伴う場合は、廃業費を最大2,000万円上乗せ

③ 補助金額と対象経費

メインの補助対象経費

建物費(建物の建築・改修に要する経費)・建物撤去費・設備費 など

関連経費として利用可能

外注費(製品開発に要する加工、設計等)・技術導入費(知的財産権導入に係る経費)・研修費(教育訓練費等)・広告宣伝費/販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)・リース費・クラウドサービス費・専門家経費

【対象外】

補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費、不動産、株式、公道を走る車両、汎用品(パソコン、スマートフォン、家具等)、販売する商品の原材料費、消耗品費、光熱水道費、通信費、観光農園等のうち、栽培に係る経費、再生可能エネルギーの発電を行うための発電設備及び当該、また設備と一体不可分の附属設備(太陽光発電を行うためのソーラーパネルなど)(※グリーン成長枠に応募する事業者も対象外となります※FIT・FIPに関連して売電を行っている場合、関連費用は一切補助対象外となります。売電を行わない事業において、BCP等で法令上義務付けられている等、補助事業実施に必要不可欠と判断される場合にのみ、蓄電池は補助対象となります)

※その他、詳細は別途公募要領をご確認ください

④ 第11回公募からの変更点

- サプライチェーン強靱化枠の公募はなし
- 補助事業実施期間中に、みなし同一法人に該当することになった場合の取扱いについて追記

補助事業者が、補助事業期間中に、親会社又は子会社等が過去に交付決定を受けているみなし同一法人に該当することとなった場合は、当該補助事業者の交付決定を取り消しとなる。

- 事業承継を行った上で事業を実施する場合について

事業承継を行った上で事業を実施する場合に、承継以前の各事業者が既に実施している事業を実施するなど、再構築事業の内容が、容易に実施可能である事業は対象外に！

- 「建物費」の注意事項

補助事業により取得した建物等を不動産賃貸等に転用することは、一切認められない、また不動産賃貸等に転用された場合、目的外使用と判断し、残存簿価相当額等を国庫に返納の必要がある

- 補助対象外経費の例が追記（前述の補助対象外経費部分参照）

- 審査項目の一部見直し

審査項目(4)政策点

⑥ 異なるサービスを提供する事業者が共通のプラットフォームを構築してサービスを提供 するような場合など、単独では解決が難しい課題について複数の事業者が連携して取組むことにより、高い生産性向上が期待できるか。異なる強みを持つ複数の企業等(大学 等を含む)が共同体を構成して製品開発を行うなど、経済的波及効果が期待できるか。 **また、事業承継を契機として新しい取組を行うなど経営資源の有効活用が期待できるか。**

⑤ 事前着手について

事前着手届出制度とは(第10回公募以降)

補助事業の開始(購入契約(発注)等)は、**交付決定後に行うことを原則**としており、交付決定前に事業開始された場合は、原則として補助金の交付対象とはなりません。ただし、本事業においては、**早期の事業再構築を図っていただくために必要となる経費**について、補助金の交付決定前であっても、事務局から事前着手を受理された場合は、**令和4年12月2日以降**に購入契約(発注)等を行った事業に要する経費も補助対象経費とすることができます。

※ 交付決定以降に事業を開始される事業者の方については、本申請は不要です。

※ 交付決定前に事前着手が受理された場合であっても、補助金交付候補者の採択を約束するものではありません。

※ 令和4年12月1日以前に行われた購入契約(発注)等については、補助対象経費として認められません。

※ 事前着手が受理された場合であっても、交付申請手続きは必要となります。また、事前着手受理後に発注等を行った経費であっても、交付申請時に事務局にて申請経費の内容等を確認した結果、補助対象とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

申請期間

各公募回の公募開始日から 交付決定日まで

提出方法

事前着手の為の届出を事務局にjGrantsにて申請

最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会